

保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第十四号）の一部を改正する件（案）の概要

1. リース物品と同種の中古物品の売買等の解禁（第2条）

保険会社又は保険持株会社のリース子会社に対し、リース業務に準ずる業務として、リース物品と同種の中古物品の売買・メンテナンスを解禁する。